

前橋市個人情報保護審査会（第77回）会議議事録

- 1 日 時 令和4年2月22日（火）
午前10時00分から午前11時09分まで
- 2 場 所 市役所本庁舎11階南会議室
- 3 出席者 個人情報保護審査会 小磯会長、長谷川委員、西村委員、
小林委員、木村委員
- 事務局 小坂課長、塩野課長補佐（行政管理課）
岡田課長、星野課長補佐（情報政策課）
- 説明者 佐藤課長補佐（防災危機管理課）
川崎課長補佐（政策推進課）
佐藤副参事（生活課）
武藤課長補佐（市民課）
佐藤副参事、竹内主事（スポーツ課）
信澤課長補佐（観光政策課）
女屋係長、笠行主任（社会福祉課）
関主事（子育て支援課）
萩原課長補佐（障害福祉課）
須藤主任、小野主事（国民健康保険課）
須田課長補佐（環境森林課）
井上主任（清掃施設課）
山下主事（農政課）
樋山課長補佐（経営企画課）
高柳課長補佐（下水道整備課）
齊藤主任（学校教育課）
堀越館長（図書館）
松村係長（選挙管理委員会事務局）

4 次 第

(1) 開会

(2) 審議・報告事項

- ア 個人情報取扱事務開始届等について
イ 前橋市個人情報保護条例の改正について
ウ 改正個人情報保護法に係る対応について

(3) その他

(4) 閉会

5 議事録署名人について

会長が議事録署名人に木村委員を指名した。

6 審議・報告事項について

(1) 個人情報取扱事務開始届等について

事務局から、前回の個人情報保護審査会以後に個人情報保護条例第7条に基づき提出のあった個人情報取扱事務開始届（各種認定候補者並びに被表彰者の推薦調書作成事務）以下13件）、個人情報取扱事務変更届（生活保護法施行事務以下6件）、個人情報取扱事務廃止届（応募プレゼント当選者名簿（前橋市まちあるき観光推進事業委託業務）以下2件）及び同条例第8条の4に基づき提出のあった個人情報目的外利用等届出書（同条例第8条第2項第1号から第7号までのいずれかに該当するもの372件）について報告があった。

○主な質疑

【防犯カメラ・ドライブレコーダーに関する開始届】

（小磯会長）

清掃施設課敷地内とありますが、具体的にはどのような施設に設置するのでしょうか。

（清掃施設課 井上主任）

設置場所ですが、六供清掃工場、荻窪清掃工場、富士見クリーンステーションの各受付に設置しています。また清掃工場ではありませんが、最終処分場にも設置しています。

（小磯会長）

防犯カメラの取り扱いに関しては、過去の審査会において、防犯カメラを設置する所管課が要綱を定め、それに沿った運用を行う旨の意見を審査会として出しているところですが、今回開始届の中のドライブレコーダーの取り扱いに関しては、防犯カメラと同様に要綱を定めそれに沿った運用でよろしいのか、それと水道局の経営企画課と下水道整備課からまったく同じの内容の開始届が出されていますが、双方で開始届を出す必要があるのか、取り扱いの違いがあれば説明してください。

（下水道整備課 高柳課長補佐）

経営企画課と下水道整備課は同じ水道局内の所属ではありますが、それぞれ公用車の所管が分かれています。ドライブレコーダーに関してもそれぞれ所管が分かれていることから、開始届は別々に出しています。また、防犯カメラと同様の趣旨でよいのかという質問ですが、防犯カメラは静止しているカメラで撮影している一方、ドライブレコーダーは車が動いている間撮影していることとなりますので、対象者の範囲も不特定多数且つ広範囲になることが想定されます。しかし、ドライブレコーダーに関しては昨今設置に対する重要性が高まっておりますし、万一事故を

起こした際の早期解決に資する目的になりますので、公用車への設置は必須であると考えています。防犯カメラと同様にその取り扱いに関して要綱でガイドラインをきちんと定め、適切に取り扱うことが重要と考えますので、防犯カメラに準じた対応を行っています。

【運動・スポーツに関するアンケート】

(長谷川委員)

情報提供ネットワークによる提供の有無が有となっておりますが、これは間違いでしょうか。

(情報政策課 岡田課長)

間違いのため、無に訂正をお願いします。

(小磯会長)

開始届に関しては、他に意見はありますでしょうか。

(特に意見なし)

防犯カメラに関しては、従前どおり要綱に沿った運用で問題ないと思います。またドライブレコーダーにしても防犯カメラに準じて要綱を定め、適切に取り扱っていただくことをお願いしたいと思います。

【支援措置対象者に関する目的外提供】

(長谷川委員)

法に基づくものは経常的なものとして取り扱いたいとの趣旨ですが、目的外提供を行う理由の法令部分と目的外提供先に「等」の記載がありますが、他に想定されているものがあれば教えてください。

(市民課 武藤課長補佐)

裁判所関係の公的機関を想定していますが、現状とすると照会はきていない状況です。

(長谷川委員)

条例では経常的に提供する場合は、提供先を届け出ることになっていきますので、「等」と記載することが適切でないように感じます。ほとんどが捜査関係ということであれば、届に記載の警察署、検察庁、公安委員会、地方法務局、それ以外はないということなので、この4つに限定した形が望ましいと思います。法令に基づくものとして、裁判所の嘱託や弁護士会照会もありますが、民事的なものが多く、広く法令に基づくものをすべて経常的にするのではなく、経常的にふさわしい相当数の件数の照会がある機関に絞った形にするのが望ましいのではというのが私の意

見です。

(小磯会長)

今回の届以外の機関から同様の照会が来た場合は一時的な提供で対応を行い、提供の必要性が高い機関のみに絞って経常的な提供先とする、したがって目的外提供を行う理由の法令部分と目的外提供先の「等」の記載は削除することをお願いしたいのですが、担当課の支障はありませんか。

(市民課 武藤課長補佐)

支障はありません。

【子育て世帯への臨時特別給付金事業に対する目的外提供】

(小磯会長)

冒頭事務局から8ページのNO. 11の児童手当支給事業に関して、目的外提供の根拠を原案では条例第8条第2項第5号ですが、第8条第2項第1号に訂正との説明がありました。訂正の理由は为什么呢。

(情報政策課 星野課長補佐)

理由ですが、7ページのNO. 2の市民税課の届出内容と同じで、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条及び「前橋市子育て世帯への臨時特別給付金事業実施要綱」の規定に基づいて、申請者が支給対象になるかどうかを審査する際に、児童手当の受給状況を参照する必要があるため、子育て支援課に提供するもの。」に訂正するものになります。

【群馬県障害政策課への目的外提供】

(小磯会長)

群馬県在宅重度障害者介護手当の受給にあたって受給資格の確認を行うというもの、それに加え受給資格がある人で障害福祉サービスを利用していない理由について確認をしたいということです。この点についてご質問、ご意見はありますでしょうか。

〈特に意見なし〉

(小磯会長)

障害者の介護手当を適正に支給することにつながり、障害福祉サービスを受けていない理由が正当なものか確認し利用を促すことから公益的な必要性がある情報提供かと思います。特にご意見が無ければ提供は相当であると判断したいと思います。

(2) 前橋市個人情報保護条例の改正について

事務局から、前橋市個人情報保護条例の改正内容について、資料に基づき説明を行った。

(小磯会長)

主に行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律と独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、それぞれ引用している規定が変更となる改正内容ですが、委員の皆さんは意見はありますか。

〈特に意見なし〉

それでは、報告のとおり承認いたします。

(3) 改正個人情報保護法に係る対応について

事務局から、改正個人情報保護法に係る対応について、資料に基づき説明を行った。

(小磯会長)

事務局から改正法に対応するためのスケジュール案と例規整備の範囲について説明がありました。具体的な検討はこれからになると思いますが、現段階で委員の皆さんは意見はありますか。

〈特に意見なし〉

(小磯会長)

4月までに事務局で条例案等を作成することになっていますが、審査会への報告はいつごろになるのでしょうか。

(情報政策課 岡田課長)

6月の月上旬に臨時で審査会を開かせていただき、条例案等を報告させていただきたいと考えています。

(小磯会長)

その他に審査会で条例案等を確認する時期はあるのでしょうか。

(情報政策課 岡田課長)

パブコメ後の審査会で報告させていただく予定です。

(小磯会長)

審査会の機能や役割についても変わっていくことになりますので、内容はよく検討していただきたいと思います。

7 その他

(1) 議事録の取り扱いについて

議事録の取り扱いについて、次のとおり事務局から説明があり、審査会から了承された。

- ・事務局で案を作成した後、各委員に郵送で案を送付するので、確認していただきたい。
- ・意見がある場合は、事務局に連絡をいただきたい。
- ・承認される場合は、承認書を返送していただき、各委員の承認が得られたら、会長と議事録署名人に署名をしていただきたい。

8 閉会 午前11時09分

前橋市個人情報保護審査会運営要領第8条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

前橋市個人情報保護審査会

会長

前橋市個人情報保護審査会

委員